

Sustainability Consortium

For Agriculture, Forestry, Fisheries and Food

「持続的な生産消費」に向けた取組を進める企業や団体の合同プロジェクト

あふの環(わ)2030 ロゴ使用ガイドライン

I. はじめに

「あふの環プロジェクト」は、2030 年の SDGs 達成を目指し、今だけでなく次の世代も豊かに暮らせる未来を創るべく、企業をはじめとして、農林水産業に携わる者から、一般消費者までの、フィードチェーン全体における食と農林水産業のサステナビリティに関する理解を深め、認識を向上させることを目的として立ち上げられたプロジェクトである。

食品や農林水産物の持続的な生産消費は、一企業の取組だけで解決することは困難であり、お互いの持つ技や強みを組み合わせながら、社会全体の取組として進めていく必要がある。



「あふの環プロジェクト」では「スPENDシフト～サステナブルを日常に、エシカルを当たり前！～」を合言葉に、生産から消費までのステークホルダーの連携を促進し、食料や農林水産業に係る持続的な生産消費を達成することを目指す。

*あふとは、Agriculture, Forestry and Fisheries の頭文字をとったもの。農林水産業。古語の、会ふ（会おう）、和ふ（混ぜ合わせる）、餐ふ（食事のもてなしをする）という意味がある。

この「あふの環 2030 プロジェクト」の認識を高めるため、「あふの環」ロゴが作成された。本ガイドラインは、あふの環ロゴの適切な使用により、情報の共有、参画、協力を可能にするためのものである。

II. あふの環ロゴ

あふの環ロゴは、以下の要素からなる。

1. 「あふの環 2030」という文言

2. 視覚的識別要素としての青い球体または円

「あふの環 2030」という文言を青い球体又は円と組み合わせたものがロゴとなる。

ロゴには 2 つのバージョンがある。

- あふの環ロゴ・バージョン 1 : あふの環ロゴのみからなり、外周に文字のないもの。



- あふの環ロゴ・バージョン 2：あふの環ロゴの外周に「未来につながる おかいもの」又はあふの環事務局に申請し、承認された文言が入れたもの



III. あふの環ロゴの用途

あふの環ロゴは、農林水産省環境政策室に設置された「あふの環事務局」（以下「事務局」という）、又はあふの環 2030 プロジェクトに登録している者（以下「あふの環プロジェクトメンバー」という）が以下を目的として使用できる。

- (i) あふの環プロジェクトへの参加を表示し、又は賛同を表明するための利用（例：会社紹介資料への掲載）
- (ii) 本ガイドライン中に記載される使用基準を満たすサステナブルな活動や商品に関する情報提供（例：該当する活動を紹介する資料への掲載）及び商業利用（例：該当する商品の包装や広告（チラシ、POP 等）への掲載）

また、上記の目的以外の使用又はあふの環プロジェクトメンバー以外の者による使用は、事務局が特別に承認した場合のみ可能とする。

あふの環ロゴの使用にあたっては、本ガイドラインに定める条件を遵守しなければならない。

IV. 事務局及びあふの環プロジェクトメンバーによるあふの環ロゴの使用

1. 事務局及びあふの環プロジェクトメンバーは、本ガイドライン並びにそれぞれの規則及び方針に従い、事務局による事前承認なく、あふの環ロゴを使用できるが、本ガイドラインに定めるもの以外の用途を申請する場合は、この限りでない。
2. 事務局が別途通知しない限り、あふの環ロゴは、2030 年 12 月 31 日まで使用できる。この期日は、国連が定める持続可能な開発目標(SDGs)を達成すべき期限に一致する。ただし、印刷物において 2030 年 12 月 31 日までに行った活動を報告する等、特段の必要がある場合には、2030 年 12 月 31 日以降も使用することができる。
3. あふの環プロジェクトメンバーは、本ガイドラインに定めるもの以外の用途にあふの環ロゴを使用しようとするときは、事務局に申請し、承認を得なければならない。申請は、件名を「あふの環ロゴ使用許可申請」としたメッセージを SCAFFF@maff.go.jp に送信することにより行う。

V. 事務局又はあふの環プロジェクトメンバー以外の主体によるあふの環ロゴの使用

1. 各国政府や政府間機関、非営利組織、民間セクターを含め、事務局又はあふの環プロジェクトメンバー以外の主体は、特別の事前承認なく、あふの環ロゴを使用できない。
2. 事務局又はあふの環プロジェクトメンバー以外の主体は、あふの環ロゴを使用しようとするときは、事務局に申請し、承認を得なければならない。申請は、件名を「あふの環ロゴ使用許可申請」としたメッセージを SCAFFF@maff.go.jp に送信することによ

り行う。

3. 事務局が承認したときは、事務局又はあふの環プロジェクトメンバー以外の主体は、事務局の定める用途、期間その他の条件に従い、あふの環ロゴを使用することができる。

VI. 免責事項

- あふの環プロジェクトメンバー又はあふの環プロジェクトメンバー以外の主体によるあふの環ロゴの使用は、農林水産省が当該主体、その商品若しくはサービス又は計画中の活動に支持を表明していることを示唆しない。
- 農林水産省は、あふの環プロジェクトメンバー又はあふの環プロジェクトメンバー以外の主体によるあふの環ロゴの使用に関して、いかなる責任も負わない。
- あふの環ロゴは、本ガイドラインに定める用途以外の目的で複製してはならない。

VIII. 注意事項

本規定は、あふの環プロジェクトメンバーその他に事前の通知無く、事務局により変更されることがある。なお、規定を変更した場合は、ロゴを使用しているあふの環プロジェクトメンバーに通知される。

IX. 使用基準

あふの環ロゴは、あふの環プロジェクトメンバーの食と農林水産業のサステナビリティに関する活動のPRに使用することができる。ただし、商業用途を含むその活動は、以下の①と②の両方を満たすものでなければならない。

①食と農林水産業のサステナビリティに関する「温暖化」「いきもの」「水」「土」「ごみ」「支え合い」の6つの項目について、少なくとも1つは考慮し、残りの項目に大きな影響を及ぼさない。

②①の内容について、企業HP等(認証等については、タグを消費者が調べたら意味が分かるものでも可)で情報が確認できる。

それぞれの項目の例としては以下のようなものがある。詳細は農林水産省大臣官房政策課環境政策室が管理するあふの環の公式HPに掲載される。

「温暖化」 温室効果ガスの排出を減らしている 「いきもの」 水田の冬期湛水を行っている

「水」 排水がより厳しい水質基準をクリアしている 「ごみ」 生分解性資材を活用する等でゴミを減らしている

「支え合い」 行き場がない農産物等の支援を行っている。「土」 土壌診断を行って化学肥料の投入を最小化している

X. 具体的な使用可能例、使用不可例

<使用可能例>

あふの環プロジェクトメンバーが商品を販売する通販サイトにおける商品横への添付、店頭表示

 天日乾燥 有機栽培 お米 3kg 2000円(税込み)	 減農薬・減肥料 旬の野菜詰め合わせ 5kg 3000円(税込み)
--	--

<使用不可例>

○「農林水産省公認」「日本政府公認」等、誤認を与える可能性がある文言が添えてあるもの。



○HP やタグ等で「サステナビリティ」の6項目に関する情報が確認できないもの。



その他禁止事項



拡張したり、押しつぶしたり、歪めたりしない。



指定以外の書体にしない。



視認性を保てない色合いにしない。



農林水産省
農林水産省のロゴと
一緒に使用しない。